

事業名 「養育費等支援事業」

1. 概要

事業開始：平成29年度

離婚後の子どもの養育においては、養育に対する責務は両親にあり、子どもを監護しない親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければならない。子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等に対する支援として、子どもの養育費の確保について、広報・啓発及び相談支援体制の充実を図るもの。

2. 事業内容

(1) 啓発資料の配布

[配布物] 「子どもの養育に関する合意書作成手引とQ&A」(合意書の参考書式を含む)及び相談窓口案内チラシ

[配付方法] 離婚届用紙をとりに来られた方に住民窓口センター等の窓口で配付

(2) 弁護士による養育費等専門相談

[実施方法] 毎月第3金曜日の13:30から16:30まで *10名/回・人*
事前予約制で1日6人まで(原則、同一案件で1人1回)

[相談範囲] 離婚前後に関わらず、離婚に伴う養育費確保や面会交流等に関する法律相談

[相談場所] 市民相談センター内相談室

[その他] 希望に応じて母子・父子自立支援員が同席し、ひとり親家庭が利用できる制度等について案内する

3. 事業実績 (令和3年度 定員72人)

R3年度 養育費専門相談		離婚前の相談	離婚後の相談	計
当事者	女性	19人	16人	35人
	男性	1人	3人	4人
当事者の父母	女性側	1人	0人	1人
	男性側	0人	0人	0人
計		21人	19人	40人

4. 予算額及び決算額

	予算額	決算額
R4年度	594,000円	
R3年度	594,000円	543,400円
R2年度	594,000円	533,500円

*・33000円×12月
弁護士会に
振り*

*国庫補助率 1/2

[根拠] 母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱(厚生労働省)

事業名 「養育費等支援事業」

1. 概要

事業開始：平成29年度

離婚後の子どもの養育においては、養育に対する責務は両親にあり、子どもを監護しない親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければならない。子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等に対する支援として、子どもの養育費の確保について、広報・啓発及び相談支援体制の充実を図るもの。

2. 事業内容

(1) 啓発資料の配布

[配布物] 「子どもの養育に関する合意書作成手引とQ&A」(合意書の参考書式を含む)及び相談窓口案内チラシ

[配付方法] 離婚届用紙をとりに来られた方に住民窓口センター等の窓口で配付

(2) 弁護士による養育費等専門相談

[実施方法] 毎月第3金曜日の13:30から16:30まで
事前予約制で1日6人まで(原則、同一案件で1人1回)

[相談範囲] 離婚前後に関わらず、離婚に伴う養育費確保や面会交流等に関する法律相談

[相談場所] 市民相談センター内相談室

[その他] 希望に応じて母子・父子自立支援員が同席し、ひとり親家庭が利用できる制度等について案内する

3. 事業実績 (令和2年度 定員72人)

R2年度 養育費専門相談		離婚前の相談	離婚後の相談	計
当事者	女性	36人	14人	50人
	男性	0人	0人	0人
当事者の父母	女性側	0人	0人	0人
	男性側	1人	3人	4人
計		37人	17人	54人

4. 予算額及び決算額

	予算額	決算額
R3年度	594,000円	
R2年度	594,000円	533,500円
R1年度	584,000円	531,000円

* 国庫補助率 1/2

[根拠] 母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱(厚生労働省)

事業名 「養育費等支援事業」

1. 概要

事業開始：平成29年度

離婚後の子どもの養育においては、養育に対する責務は両親にあり、子どもを監護しない親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければならない。子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等に対する支援として、子どもの養育費の確保について、広報・啓発及び相談支援体制の充実を図るもの。

2. 事業内容

(1) 啓発資料の配布

[配布物] 「子どもの養育に関する合意書作成手引とQ&A」(合意書の参考書式を含む。)

[配付方法] 離婚届用紙をとりに来られた方に住民窓口センター等の窓口で配付

(2) 弁護士による養育費等専門相談

[実施方法] 毎月第3金曜日の13:30から16:30まで

事前予約制で1日6人まで(原則、同一案件で1人1回)

[相談範囲] 離婚前後に関わらず、離婚に伴う養育費確保や面会交流等に関する法律相談

[相談場所] 市民相談センター内相談室

[その他] 希望に応じて母子・父子自立支援員が同席し、ひとり親家庭が利用できる制度等について案内する

3. 事業実績(令和元年度 定員72人)

R1年度 養育費専門相談		離婚前の相談	離婚後の相談	計
当事者	女性	21人	22人	43人
	男性	1人	3人	4人
当事者の父母	女性側	0人	2人	2人
	男性側	1人	0人	1人
計		23人	27人	50人

4. 予算額及び決算額

	予算額	決算額
R2年度	594,000円	
R1年度	584,000円	531,000円
H30年度	527,100円	516,240円

*国庫補助率 1/2

[根拠] 母子家庭等修業・自立支援事業実施要綱(厚生労働省)
母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について(事務次官通知)

事業名 「養育費確保事業」

1. 概要

事業開始：令和2年度

平成30年10月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の調査結果より、貧困線未満の家庭が多いひとり親家庭について、多くの家庭が養育費を受け取っていない現状がうかがえ(70%)る。ついては、養育費を取り決めることの重要性の啓発及び受取確保の促進を目的として、養育費の取り決め（公正証書〈強制執行認諾約款付き〉、調停調書、審判書など。以下、「公正証書等」という。）に要する費用の助成及び保証会社との養育費保証契約締結を促進することにより、子どもの健やかな育成環境を整えるための養育費確保を支援する。

2. 事業内容

(1) 【公正証書等費用助成】

- [内容] 債務名義のある（不履行時に強制力のある）公正証書等にかかる費用を助成
- [対象者] 現に子どもを扶養しているひとり親
- [要件]
- ・債務名義のある養育費の取り決めをしていること
 - ・公正証書等にかかる費用を負担していること
 - ・所得制限なし
- [助成内容] 公正証書作成、養育費に係る調停・審判等にかかる費用（上限なし）

(2) 【養育費保証契約費用助成】

- [内容] 養育費未払いの場合に保証会社が養育費の立替払いを行う養育費保証契約締結の際の初回保証料を助成
- [対象者] 現に子どもを扶養しているひとり親
- [要件]
- ・債務名義のある養育費の取り決めをしていること
 - ・児童扶養手当受給中か、同様の所得水準であること
 - ・保証会社と1年以上養育費保証契約を締結していること
- [助成内容] 初回保証料（上限5万円）

5. 予算額及び決算額

	予算額	決算額
R4年度	817,000円	
R3年度	817,000円	419,400円（公正証書14件、保証3件）
R2年度	1,038,000円	126,450円（公正証書2件、保証2件）

*令和2年度 委託料 国庫補助率 1/2

令和3年度 負担金補助及び交付金 国庫補助率 1/2

- [根拠] 離婚前後親支援モデル事業実施要綱（厚生労働省）
姫路市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱
姫路市養育費保証補助金交付要綱

事業名 「ひとり親家庭学習支援事業」

1. 概要

事業開始：令和2年度

平成30年10月に実施した「子どもの生活に関する事態調査」の調査結果より、貧困線未満の家庭が多いひとり親家庭について、その経済状況が子どもの教育や進学に影響を及ぼしている状況がうかがえることから、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援による学びの機会を提供することにより、子どもの学習習慣の習得、学習への意欲向上を図る事業。

2. 事業内容

(1)対象

市内在住のひとり親家庭等の小学6年生の児童

(2)参加要件（いずれも満たす者）

- ① 児童扶養手当全部受給世帯であること
- ② 保護者等による児童の送迎が可能であること

(3)募集定員 30名程度

(4)実施期間

8月末～2月初旬の約6ヶ月

(5)実施頻度・時間

週1回土曜日コース及び日曜日コース、定員各15名で実施

1回につき3時間（休憩30分含む）

国語45分×算数45分×自主学习60分

(6)費用 無料

約 4900人のうち小6は300人

(注) トライへの委託
トライの学習塾に委託
のり、委託は済なり。

3. 予算額及び決算額

	予算額	決算額
R4年度	2,009,000円	
R3年度	2,009,000円	1,960,375円 (参加者25人)
R2年度	1,070,000円	999,695円 (参加者21人)

※10～12月の2ヶ月で実施

* 国庫補助率 1/2

令和2年度及び令和3年度

新型コロナウイルス感染拡大防止対策分について 10/10

令和4年度

新型コロナウイルス感染拡大防止対策分について 1/2

[根拠] ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱（厚生労働省）

姫路市ひとり親家庭学習支援事業実施要綱

ひとり親家庭支援事業について

【R4年度 予算内訳】

(1) 養育費等に関する専門相談事業

594 千円

- ・委託料（弁護士会） 396 千円
- ・需用費（印刷製本費） 67 千円 案内チラシ
- ・需用費（印刷製本費） 131 千円 養育費合意書作成手引き＋案内チラシ

(2) 養育費確保事業

817 千円

- ・負担金補助及び交付金 729 千円

公正証書等	@22,900×10人
保証契約	@50,000×10人
- ・需用費（印刷製本費） 88 千円 案内チラシ

(3) ひとり親家庭学習支援事業

2,009 千円

- ・需用費（消耗品費） 6 千円 文具など
- ・役務費（郵送料） 41 千円 募集案内発送
- ・委託料 1,962 千円

(4) ひとり親家庭日常生活支援事業

500 千円

- ・委託料 500 千円
(補償保険料 119 千円、事務経費含む)

【広報・周知方法】

- ・市ホームページ、各種チラシ（支所等の出先窓口に設置）

上記のほか、

- (1)・(2) については、離婚届出用紙の交付時に挟み込んで手渡し
 - (3) 対象世帯へ案内を送付
- ・ひとり親家庭の支援制度をまとめた「ひとり親家庭応援ハンドブック」を各出先窓口、保健センター、児童センター、市内保育園、小・中学校などへ配布・設置。

【保護者の声（事業全般）】

- ・長い間お世話になりありがとうございました。
- ・子どもの様子をお伺いするチャンスがあれば嬉しかったです。
- ・中学入学前に学習することの必要性を感じてもらえていれば良いなと思い、申込しましたが先日、プリントを自主的に沢山やったと見せてきてくれ楽しんでいたので、安心しました。先生方には感謝しております。
- ・すごい人見知りなので通えるか心配でしたが、無事に終わりそうです。また、こういう機会があれば参加したいです。
- ・半年間ありがとうございました。
- ・お友達もでき、楽しく通うことができました。ありがとうございました。

【保護者の声（満足・やや満足）】

- ・本人が嫌がらず通う事ができていたので
- ・家では宿題以外のものは全くしないので、少しでも勉強の機会を与えていただけて満足しております。
- ・楽しく参加することができたので
- ・頑張っ行って来たから
- ・塾に行くという習慣が付き、学校以外のお友達ができたため
- ・塾を嫌がっていたため
- ・誰も知り合いがいない学習教室に参加し、自分から行動できることが分かった楽しくいってるから
- ・無料で参加をさせて頂くのは大変助かるのですが、自主学習の補助というような形式よりも完全な受業の形式の方が良かったです。
- ・コロナ渦で参加を最小限にさせて頂きすみません。オンラインがあれば良かったのですが…
- ・家で勉強する時間がすこし増えた。
- ・苦手な漢字を頑張っていました。
- ・この学習教室がなければ、塾に行かせていなかったのでもいい経験になったと思います。
- ・きちんと通えた事がとてもよかったです。
- ・最後なかなか行けなかったものの最初頑張っていました。
- ・分からない問題も質問しやすく、理解が深まったように思います。

【保護者の声（どちらともいえない・不満）】

- ・内容が簡単すぎると言っていました。
- ・思っていたのと違ったため、行くのがイヤという感じだったため
- ・自習室のようだったので、もう少し指導してほしかった。

【参加児童の声】

- ・学校でわからなかったところを聞けるから、分かりやすかった。
- ・分からなかった勉強がよく分かるようになりました。
- ・新しい友達が増えた。
- ・塾でやったところが学校であったときすばやく答えられたので良かった。
- ・ちょっと理解できる問題があった。
- ・予習ができる。
- ・授業よりも先に漢字の勉強が進んでテストが分かりやすかった。
- ・学校の国語の勉強が分かりやすくなったり予習になった。
- ・分からないところが分かった。ぴたトレをしていたから学校の問題がすぐ解けた。
- ・算数の理解度が深まった。
- ・勉強時間が増えた。
- ・勉強へのやる気が上がった。
- ・勉強が分かりやすい。
- ・勉強する時間が増えた。
- ・学校の勉強の理解力が上がったと思う。
- ・先生と積極的に話せたこと
- ・朝早く起きられるようになった。
- ・自分が不安だった数学や算数の計算ができるようになったから
- ・勉強が分かるようになったから
- ・ためになったから
- ・楽しかったから
- ・先生たちが優しく勉強も分かりやすかったから
- ・先生が楽しい話をしてくれたから
- ・少し勉強が分かったから
- ・初めての塾たのしかった。
- ・楽しく学習できたから
- ・先生と話すのが楽しい。
- ・先生に聞けない事があったけど今はよく聞けるようになったから
- ・今まで出来なかったことができるようになった。
- ・先生と喋れたりして、対話力が付き勉強ができるようになった。

・申請書類の件
 米5Mの申請

事業名 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」

1. 概要

事業開始：平成8年度

ひとり親家庭の母又は父若しくは当該家庭の児童又は寡婦等の一時的な傷病、その他の理由のため、日常生活を営む上で支障がある世帯等に対し、家庭生活支援員を派遣して、必要な家事や乳幼児の保育等を行う。

事業実施主体は姫路市であるが姫路市婦人共励会へ委託して実施。

2. 派遣対象

姫路市の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、母子家庭、父子家庭、寡婦であって、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）または社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等）により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯及び生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている世帯とする。

3. 自己負担額

1時間当たりの単価

区 分	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前記以外の世帯	150円	300円

4. 支援内容

身の回りのこと、住居の掃除、乳幼児の世話、食事の世話、生活必需品等の買物、医療機関との連絡、その他必要な用務

5. 支援期間

必要期間（時間単位）

6. 予算額及び決算額

	予算額	決算額
R4年度	500,000円	
R3年度	540,000円	363,430円 子育て支援（5世帯・8回・56時間） 生活援助（0世帯・0時間）
R2年度	540,000円	338,820円 子育て支援（2世帯・4回・24時間） 生活援助（0世帯・0時間）

* 国庫補助率 1/2

〔根拠〕 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第31条の7、第33条
 姫路市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

事業名 「ひとり親家庭等日常生活支援事業」

1. 概要

事業開始：平成8年度

ひとり親家庭の母又は父若しくは当該家庭の児童又は寡婦等の一時的な傷病、その他の理由のため、日常生活を営む上で支障がある世帯等に対し、家庭生活支援員を派遣して、必要な家事や乳幼児の保育等を行う。

事業実施主体は姫路市であるが姫路市婦人共励会へ委託して実施。

2. 派遣対象

姫路市の住民基本台帳に登録されている世帯のうち、母子家庭、父子家庭、寡婦であって、自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）または社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等）により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯及び生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている世帯とする。

3. 自己負担額

1時間当たりの単価

区 分	子育て支援	生活援助
生活保護世帯、市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前記以外の世帯	150円	300円

4. 支援内容

身の回りのこと、住居の掃除、乳幼児の世話、食事の世話、生活必需品等の買物、医療機関との連絡、その他必要な用務

5. 支援期間

必要期間（時間単位）

6. 予算額及び決算額

	予算額	決算額
R3年度	540,000円	
R2年度	540,000円	338,820円 (2世帯・24時間)
R1年度	535,000円	338,990円 (3世帯・25時間)

* 国庫補助率 1/2

〔根 拠〕 母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条、第31条の7、第33条
姫路市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱